

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田広志

仙台市人事委員会規則第十七号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成七年仙台市人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十五条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員 (次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 以外の職員 <u>百分の百四十</u>以下（条例第十九条の五第二項に規定する管理職員（次号において「管理職員」という。）にあっては、<u>百分の百八十四</u>以下）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十五</u>以下（管理職員にあっては、<u>百分の八十九・五</u>以下）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十五条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員 (次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 以外の職員 <u>百分の百四十二・五</u>以下（条例第十九条の五第二項に規定する管理職員（次号において「管理職員」という。）にあっては、<u>百分の百八十六・五</u>以下）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十七・五</u>以下 (管理職員にあっては、<u>百分の九十二</u>以下)</p>

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
<p>第三条 条例第十九条の五第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となつた者 [イ～ニ 略] ホ <u>特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例</u>（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の適用を受ける職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）</p> <p>三 [略]</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十五条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 <u>法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員</u> (次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 以外の職員 <u>百分の百四十二・五</u>以下（条例第十九条の五第二項に規定する管理職員（次号において「管理職員」という。）にあっては、<u>百分の百八十六・五</u>以下）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十七・五</u>以下 (管理職員にあっては、<u>百分の九十二</u>以下)</p> <p>[新設]</p>	<p>第三条 条例第十九条の五第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となつた者 [イ～ニ 略] ホ <u>特別職の職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例</u>（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の適用を受ける職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）</p> <p>三 [略]</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十五条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 <u>法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 以外の職員 <u>百分の三百十八・七五</u>以下（条例第十九条の五第二項に規定する管理職員（次号において「管理職員」という。）にあっては、<u>百分の三百七十八・七五</u>以下）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の六十六・二五</u>以下 (管理職員にあっては、<u>百分の九十・七五</u>以下)</p> <p>三 <u>仙台市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成十六年仙台市条例第一号）第六条第一項に規定する特定任期付職員 <u>百分の二百六十六・二五</u>以下</p>

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和七年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十五条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(人事委員会事務局審査給与課)